

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：13201

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530124

研究課題名(和文)野生動物保護管理の推進に必要な狩猟者の法的位置づけ及び権利関係等に関する研究

研究課題名(英文)Defining the legal role and rights of hunters to facilitate wildlife conservation

研究代表者

高橋 満彦(Takahashi, Mitsuhiro)

富山大学・人間発達科学部・准教授

研究者番号：10401796

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：現地調査、アンケート調査(22千人)を通じて、地域の狩猟者集団が地元の猟場に対して縄張り意識を保持しながら、鳥獣害対策等の管理を担う強い意欲を有することがわかった。一方で、土地所有権と狩猟活動の関連が薄いことも判明した。

これらの知見は、山形県小国町の近世文書や明治初期における帝国議会の議論等の文献調査から、歴史的にも法的にも確認できたが、過疎化、狩猟者の減少・高齢化、都市型の政策決定などにより、変化が予想される。また、東日本では、放射能汚染の影響で狩猟離れが進んでいることがアンケート調査からわかり、ドイツ現地調査を通じて対策を模索した。本研究の知見は鳥獣法の改正議論にも活用された。

研究成果の概要(英文)：Through field search and questionnaire survey, we found that Japanese hunters, whom are organized into local groups, possess notion of territory towards their hunting grounds and also feel strongly to take responsibility in wildlife management in their area.

Relation between landownership and hunting was found to be weak, which is unique compared with Germany and United States. These characteristics were supported by historical documents from the 17th century to the parliamentary debate in the 19th century but may change due to urabization and change in rural society.

Despite radioactive contamination after the Fukushima incident, hunters generally are positive in their attitude to participate in wildlife management; however, there were signs of decline in hunting activities. Looking for solutions, we also conducted research in Germany, which suffers post Chernobyl contamination.

研究分野：環境法

キーワード：環境法 環境政策 野生動物管理 狩猟 コモンズ 土地所有権 入会権 放射能と野生動物

1. 研究開始当初の背景

(1) 中山間地は過疎高齢化が進行するなど人間活動は後退する一方、鳥獣被害などの野生動物との軋轢は増大し、国政上の課題にもなり、2010 年は再びクマの大量出没が発生している。しかし、野生鳥獣を管理する環境省や自治体は、専門官を多数擁する欧米諸国と異なり、人的・予算的資源に欠け、狩猟者を「鳥獣保護管理の担い手」と呼び依存している状況にあるが、狩猟者の高齢化と減少は急激に進行しているため、有害鳥獣捕獲などに対応する狩猟者の負担は増大している(高橋 2008)。このため、私人である狩猟者への依存を排除し、「ガバメント・ハンター」制度などにより、行政自身が野生動物管理を行えとの主張も出ている。猟友会に丸投げの現状を改める意味では首肯すべきものがあるが、狩猟技術は一朝一夕で獲得できない地域ごとの民俗知である。また、狩猟者集団(猟友会)は縄張りを有し、その中で有害鳥獣捕獲や野生動物資源の管理を実施している現実が明らかになり、猟友会は「ムラ」が有していた野生鳥獣からの防衛と利用管理の機能を有する地域中間集団であり、地域の狩猟者(集団)にインセンティブや権利を法的に承認しないと今後も継続した関与は望めない。

(2) 地域中間集団による天然資源の利用・管理制度をコモンズとして捉えられるが、野生動物をコモンズ資源として捉えた論考は、我が国では、本申請の研究代表者が高橋(2008)で展開したもの以外に存在しない。また狩猟など、野生動物の利用に対する権利関係が一般社会で議論されることもなく、専門家も野生動物が民法上の無主物であること以上の考察を加えておらず、土地所有権との関係も曖昧である。

(3) 日本では欧米と異なり、地域のスティックホルダーの位置付けや土地所有権との関係が真剣に議論されず、地域の慣習に委ねられている。しかし、村落社会の変容と狩猟者の減少は不可避であり、現状を踏まえた上での新たな制度設計が必要である。特に研究開始直前に発生した東日本大震災を受けて、狩猟者への影響や意識を把握しつつ、野生動物管理を担う人材の在り方を示す研究の必要性を痛感した。

2. 研究の目的

狩猟者(集団)は野生動物保護管理の貴重な担い手だが、人員減少と高齢化によりその負担は増大し、厳しい状況に直面しているうえに、東日本大震災後の放射能汚染で追い打ちをかけられている。本研究では環境法研究に加え、コモンズ、法社会学、民俗学の視点から、狩猟者の役割を再検討することにより、野生動物が地域の共通資源(コモンズ)として利用管理されている現実を検証しつつ、今後も狩猟者・狩猟者集団が主体的に一定の役割を果たすために必

要な法的位置づけの検討及び権利関係の研究を主目的とする。

本研究は地域の狩猟者集団が果たせる役割と果たせない役割を明確にし、将来の制度設計を示唆することにより、今後の鳥獣保護管理、環境行政に寄与する意図を持っている。例えば一定地域で地元の狩猟者集団に排他的な狩猟を認めるとともに管理義務を負わせる新しい狩猟制度の提案など、狩猟者や狩猟者集団が今後とも野生動物保護管理の担い手としての役割を果たすためにどのような制度条件が必要かを、現行法令を検討しながら模索する。

3. 研究の方法

(1) 現地調査： 狩猟者及び猟友会の狩猟活動の実態、有害鳥獣捕獲等の野生動物管理への関与を富山県、東北各地及び長野県で参与観察やヒアリングを通じて調査する。

ドイツにおいて猟区制度と放射能汚染対策の調査を実施する。米国において、五大湖周辺の先住民族が、伝統的な狩猟・漁業権に基づいて行っている資源管理の調査を行う。

(2) 文献調査： 狩猟慣行、狩猟法制、特に明治 28 年狩猟法制定に関する史料やマタギの狩猟慣行に関する文献の調査。また海外の狩猟法制に関する文献調査も広く行う。

(3) アンケート調査： 東日本を中心とする 19 都県の狩猟者に行動や意識に関するアンケート調査を行うこととした。当初計画にはなかったが、大震災の発生で、放射能の影響を含めて狩猟者の現況を把握することが重要だと考えたためである。自治体の協力のもと、狩猟免許更新会場にてアンケートを行い 22 千人からデータが取れた。質問項目は放射能の懸念にとどまらず、出猟頻度、狩猟動機、野生動物管理への貢献、猟場、土地所有権の認識など、本研究に必要な条項を網羅する。 狩猟をやめた方を対象に、やめた動機などの郵送アンケートを行う(2700 件回収)。

4. 研究成果

(1) 狩猟慣行に基づいた日本の狩猟を巡る権利関係

欧米の先行研究では、狩猟と土地所有権を巡る関係は、地主に排他的な狩猟権を認める「地主狩猟制」と、狩猟と土地所有権は無関係とする「自由狩猟制」に二分される。さらに米国のように私有地への立入が制限される法圏では、自由狩猟制でも実態は地主狩猟制と変わらないとされている。現地調査(国内)を通じて、土地所有者ではなく、地域の猟友会支部などの狩猟者団体が排他的な縄張りという一種の狩猟権を相互に認め合い、スポーツや収穫としての狩猟を行い、かつ、有害鳥獣捕獲などの管理活動も担っていることが明らかになった。旧村単位等で組織される猟友会支部は、現在でも行政から有害鳥獣捕獲隊や有害鳥獣捕獲実施隊に嘱託

されている。これらの特徴は、文献調査や過去のヒアリングの整理を行った山形県小国町と隣接する新潟県三面集落では顕著であり、近世の藩境が県境とずれたまま、昭和30年代まで守られてきたことが認められ、図書[1]で発表された。図書[1]では、三面では鳥獣がムラの共有資源、山の神からの授かりものと捉えられていたことを示す事例も紹介した。

狩猟者アンケートの分析結果では、「利用する猟場は決まっている」との質問への回答が7件法（強く肯定が7）で5.71、「他人の猟場に入らないようにしている」への回答が5.23と、狩猟者が縄張り意識を保持することや、一方で「猟場の土地所有者を知っている」への回答が4.66にとどまることから、土地所有権への意識が薄いことが立証でき、学会発表[3]で公表した。

明治28年狩猟法立法時における帝国議会の議論や戦前期の文献調査により、狩猟に対しても入会権的な観念が前提とされてきたことを明らかとされ（学会発表[3]）、今日の状態の考察（論文[1]）に寄与した。

ドイツ、米国などの海外の狩猟を巡る権利関係との比較研究を通じて、日本の狩猟を巡る法関係の特殊性を明らかにした。論文[7]は、土地所有権に基づく狩猟権に支えられたドイツの猟区制度を分析し、日本との違いを分かりやすく提示するとともに、狩猟者に権利（権利）を保証しつつ、義務（鹿の管理責任）を課すなど、参考になる概念を紹介した。そして論文[1]では、地域における狩猟者団体に一定の権利を承認しつつ、鳥獣の管理責任を委ねる制度を示唆した。欧米の事例が取り上げられることは多いが、彼我の差異を理解して、丁寧な制度設計を行うことが重要である。

（2）狩猟者の行動・意識の分析と法的位置づけの考察

狩猟者アンケートでは、狩猟者の多くが有害鳥獣捕獲等の公益目的の管理活動への参加に積極的であることがわかった。この傾向は居住地では農村、職業では農業、対象では大物猟のハンターに強かった。狩猟動機としては趣味と公益目的が強く、経済動機は弱く、現在行政が狩猟者確保のために推進している報奨金等の経済インセンティブには限界があることが予想される。出猟の多寡は経済条件よりも余暇時間により大きく左右され、経済インセンティブよりも狩猟文化の継承などに関心が高いことも示唆された。これらの分析の一部は論文[2][3]、学会発表[1][5]などで発表されているが、今後より総合的な考察を発表する。

上記(1)で示した権利関係は、共同漁業権と類似するが、漁業と異なり現行法は狩猟の権利を認めていない。福島県相馬で行った猟友会ヒアリング調査でも、放射能汚染により狩猟活動が大きく妨害されているにもか

かわらず、法的補償を求める声には結びついていなかった。論文[4]では、共同漁業権の今日的意義を考察した。

環境省は狩猟者を野生鳥獣管理の「担い手」とみなしているが、富山や東北の狩猟者ヒアリングを通じて、事故時の責任や捕獲物の処理などを巡って、不満や混乱が残っていることが確認された。論文[5]は管理捕獲で問題となる熊胆の流通管理を国際流通にまで広げて論じた。

従来、有害鳥獣捕獲も地域の猟友会がほぼ単独で実施してきたが、2014年の法改正で、行政の事業としての管理捕獲と捕獲事業者の認定制度が創設された。これに対して論文[1]は、既存の狩猟者組織との関係の調整が不可欠であることを強調した。

（3）東日本大震災の狩猟者への影響

狩猟者アンケートでは、放射能汚染を懸念する狩猟者の意識は高く、特に獲物の汚染への懸念は顕著で、広範囲に広がっていた。

放射能の影響は、狩猟登録（＝その年の狩猟）の見送り、出猟日数の減少に影響を及ぼしていた。放射能の影響による出猟控えが認められ、大型獣の捕獲圧低下など、鳥獣管理上の問題が懸念される。これらの結果をまとめた中間報告書を協力自治体に送付したほか、論文[3]、学会発表[1][5]で発表したほか、学会発表[2]などでチェルノブイリの影響をまだ受けている南ドイツの調査を踏まえた対応策を提示した。

（4）2014年鳥獣法改正の評価と今後の課題

アンケート結果を見るまでもなく、狩猟者の減少傾向は明らかであり、対策が必要だが、論文[2]は数よりも質を高めることを提案した。2014年の鳥獣法の改正に際しては、本知見から得られた知見をもとにパブリックコメントの提出も行ったが、改正法は上記に示す日本の狩猟関係の特徴を十分に理解したものにはならなかった。特に(2)であげた認定捕獲事業者と地元猟友会との関係や、土地所有者が狩猟や管理捕獲を拒んだ場合の問題などを、法改正のレビューである論文[1]や、本研究グループで主催したシンポジウム(その他[1])や公開研究会・セミナー(その他[3][4])などで一般に発信した。

特に論文[1]では、地域狩猟者団体の縄張りや鳥獣法に基づく猟区として一定の排他的な狩猟を認めつつ、鳥獣管理を担わせる仕組みづくりを示唆した。今後も課題の解決に向けて議論を継続し、よりよい政策展開に貢献したい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 10件)

[1] 高橋満彦、「鳥獣法の根本は変わるのか

2014 年法改正を題材に「ワイルドライフ・フォーラム、19(1): 6-8、2014、査読なし。

[2] 上田剛平、「地方自治体は狩猟者減少時代をどう乗り越えればよいか?」、野生生物と社会、1: 71 - 78、2014、査読有。

[3] 上田剛平・高橋満彦・丸山哲也・松田奈帆子、「放射能汚染が栃木県の狩猟者に与えた影響」、野生鳥獣研究紀要、39:47-60、2014、査読なし。

[4] 山下昭浩・緒方賢一、「共同漁業権論争の今日の地平」、高知論叢、107:57 - 95、2013、査読なし。

[5] Lewis, M.G. & Takahashi M.A., "A Prescription for Conservation: Strengthening Japan's Role in Curbing the Illegal International Trade of Bear Bile for Medicinal Use", Asia Pacific Journal of Environmental Law, 15: 95-124, 2013, 査読有。

[6] Takahashi M.A., "Migratory Bird Treaties' Issues and Potentials: Are They Valuable Tools or Just Curios in the Box?", Environmental Law, 42: 609-626, 2012, 査読あり。

[7] 高橋満彦、「ドイツ狩猟法 民間による鳥獣保護管理を可能にした精緻な法制度」、環境管理、48: 725 - 731、2012、査読なし。

〔学会発表〕(計 11 件)

[1] Ueda G. & Takahashi, M.A., Effects of the Fukushima nuclear disaster on hunting desertion, Pathway Conference 2014: Integrating Human Dimensions into Fish and Wildlife Management, 2014 年 10 月 5 日—9 日, YMCA of the Rockies (米国コロラド州 Estes Park)。

[2] 高橋満彦、南独バイエルンにおける鳥獣の放射能汚染への対応、野生生物と社会学会・行政研究部会平成 26 年度セミナー、2014 年 7 月 20 日、宇都宮大学(宇都宮市)。

[3] 高橋満彦、管理捕獲を巡る法制度の総合的研究、「野生生物と社会」学会第 19 回大会、2013 年 11 月 28 日-12 月 1 日、篠山市四季の森生涯学習センター(兵庫県篠山市)。

[4] 神山智美、土地所有者の義務と狩猟者のアクセス権を考える - ペンシルバニア州を事例として、「野生生物と社会」学会第 19 回大会、2013 年 11 月 28 日-12 月 1 日、篠山市四季の森生涯学習センター(兵庫県篠山市)。

[5] Ueda, G. & Takahashi, M.A., "Fukushima Meltdown and Wildlife Management", The Wildlife Society (全米野生動物学会) 20th

Annual Conference, 2013 年 10 月 5 日 - 10 日, Wisconsin Center (米国 Milwaukee)。

[6] Takahashi, M.A., Migratory Bird Treaties: Its Issues and Potentials, Migratory Bird Treaty Act Conference, 2011 年 10 月 22 日, Lewis & Clark Law School (米国 Portland)、招待講演。

〔図書〕(計 2 件)

[1] 田口洋美、『日本のコモンズ思想』(秋道智彌編) 岩波書店、2014、270(31-50)、「マタギの世界とカミの世界」。

[2] 高橋満彦、『日本の植物保全』(岩槻邦男編) 生物多様性 Japan、2012、109(74 - 81)、「植物保全に関する法律とその解説」。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

[1] シンポジウム(主催)「狩猟の明日: 先人と野生動物との関係をどう継承するのか」(田口洋美ほか) 2014 年 5 月 24 日、富山大学(富山県後援)。

[2] 公開研究会(共催)「絶滅危惧種保全研究会」(鷲谷いずみほか) 2014 年 3 月 6 日、モンベル品川店(東京)。
<http://www.wwf.or.jp/activities/2014/03/1192925.html>

[3] 公開セミナー(主催)「日本における狩猟の伝統とこれからの鳥獣保護管理のあり方を語る」(Scott Schnell 他) 2013 年 5 月 20 日、富山大学。

[4] 公開セミナー(主催)「動く森・動く集落 ムラの過去・現在・未来を高い空と身近な食から見て」(田口洋美) 2013 年 2 月 6 日、富山大学。

[5] 公開セミナー(主催)「人にも動物にもやさしい社会とは」(なかのまきこ) 2013 年 1 月 23 日、富山大学。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 満彦 (Mitsuhiko A. Takahashi)
富山大学・人間発達科学部・准教授
研究者番号: 10401796

(2) 研究分担者

田口 洋美(Hiromi Taguchi)
東北芸術工科大学・芸術学部・教授
研究者番号: 70405950

(3)連携研究者

緒方 賢一 (Kenichi Ogata)
高知大学・人文社会・教育科学系・教授
研究者番号：00380296

神山 智美 (Satomi Kohyama) 24, 25 年度
富山大学・経済学部・准教授
研究者番号：00611617

(4)研究協力者

上田 剛平 (Gouhei Ueda)
兵庫県農政環境部農林水産局林務課・主査
(林学職)

Guy C. Charlton (ガイ チャールトン)
Curtin University (豪州)・経営学部・教授